（日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令の一部改正）

第三十条　日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令（平成十九年内閣府令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改正後	改正前
（銀行持株会社である場合における子会社設立等の届出） **第二条**　日本郵政株式会社は、法第六十五条後段の規定により届出をするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一　［略］ 二　日本郵政株式会社に関する次に掲げる書面 ［イ・ロ　略］ ハ　株式交付により他の会社を子会社とする場合には、次に掲げる書面 (1)　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 (2)　株式交付計画の内容を記載した書面 (3)　株式交付費用を記載した書面 ［三～五　略］ （保険持株会社である場合における子会社設立等の届出） **第五条**　日本郵政株式会社は、法第六十八条後段の規定により届出をするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一　［略］ 二　日本郵政株式会社に関する次に掲げる書面 ［イ・ロ　略］ ハ　株式交付により他の会社を子会社とする場合には、次に掲げる書面 (1)　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 (2)　株式交付計画の内容を記載した書面 (3)　株式交付費用を記載した書面 ［三～五　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（銀行持株会社である場合における子会社設立等の届出） **第二条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ［号の細分を加える。］ ［三～五　同上］ （保険持株会社である場合における子会社設立等の届出） **第五条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ［号の細分を加える。］ ［三～五　同上］

（金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令の一部改正）

第三十一条　金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（やむを得ない理由により公表することができない場合） **第九条**　法第二十七条の三十六第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項ただし書の場合において、次に掲げるやむを得ない理由により重要情報を公表することができないときとする。 一　取引関係者が受領した重要情報が、上場会社等若しくはその親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する親会社をいう。）若しくは子会社（同項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。以下この号並びに次条第一号	（やむを得ない理由により公表することができない場合） **第九条**　［同上］ 一　［同上］